

## 街頭防犯カメラ整備・運用の手引き（案）

## 目次

はじめに 本手引き（案）について	
1 本手引き（案）の目的	・・・ 2
2 本手引き（案）の構成	・・・ 2
第1段階 現状把握	
1 自治体や民間設置の防犯カメラの設置状況の把握	・・・ 4
2 設置状況の把握方法	・・・ 4
3 マッピング等	・・・ 4
第2段階 設置・運用方針（案）の作成	
1 街頭防犯カメラの設置対象地区の選定	・・・ 5
2 設置・運用方針（案）の作成	・・・ 7
3 設置・運用方針（案）の地域住民等に対する説明等	・・・ 7
4 都道府県公安委員会への報告	・・・ 8
第3段階 設置計画の作成	
1 設置箇所の選定	・・・ 9
2 設置計画（案）の作成	・・・ 10
3 設置計画（案）に対し地域住民等の理解を得るための手続き	・・・ 11
4 都道府県公安委員会への報告	・・・ 11
第4段階 設置の実施	
1 カメラシステムの仕様等の決定	・・・ 12
2 設置に要する各種手続きに関する留意事項	・・・ 14
3 管理・運用要綱の策定	・・・ 17
4 管理・運用の周知	・・・ 18
第5段階 管理・運用	
1 管理・運用体制	・・・ 19
2 苦情処理	・・・ 19
3 画像データ等の刑事事案等への活用手続き	・・・ 20
4 効果検証の実施	・・・ 20
5 街頭防犯カメラシステムの見直し	・・・ 21

## はじめに 本手引き（案）について

### 1 本手引き（案）の目的

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪の速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確な対応・犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効である。

また、そのみならず、街頭防犯カメラは、「地域の安全は自分たちで守る」との意識を高め、犯罪を許さない意識を強め、犯罪を許さない機運を醸成させる意味で、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものである。

以上のような街頭防犯カメラの防犯・捜査等における有用性にかんがみ、各都道府県警察においては、犯罪の多発している地域を中心に、防犯や捜査等の観点から、必要な箇所に効率的、効果的な設置を促進すべきである。

本手引き（案）は、かかる必要性を踏まえ、各都道府県警察において街頭防犯カメラの設置・運用を行うに当たっての手順と留意事項をとりまとめたものであり、適切な設置・管理の確保に向けて積極的に活用されることを目的とするものである。

### 2 本手引き（案）の構成

本手引き（案）は、各都道府県警察が街頭防犯カメラの設置の検討を開始してから、実際に管理・運用を行うまでの各段階を、以下のように時系列に並べて、そのそれぞれの段階における手順及び留意事項を記載する形で構成されている。

**第1段階 現状把握**

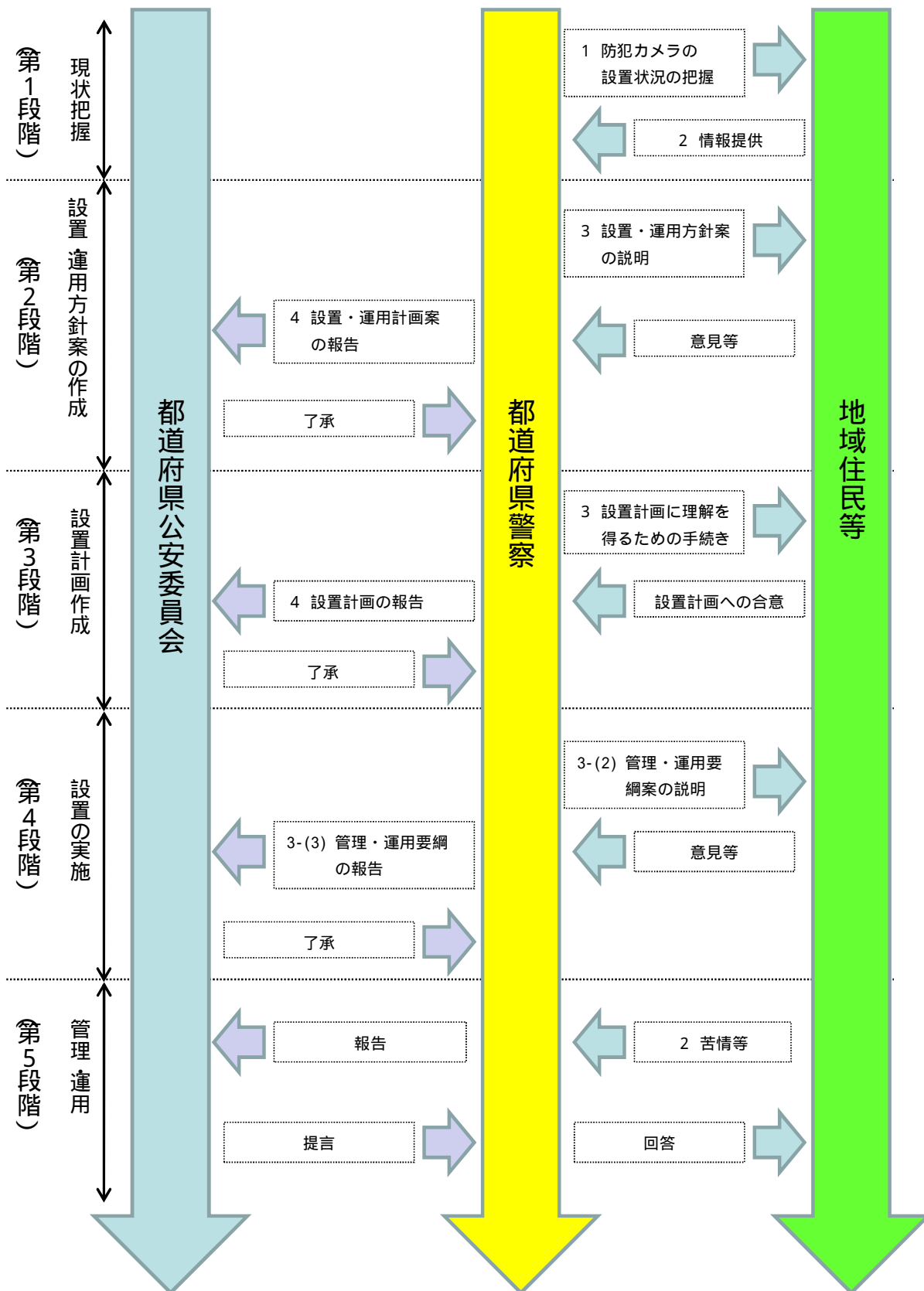
**第2段階 設置・運用方針案の作成**

**第3段階 設置計画作成**

**第4段階 設置の実施**

**第5段階 管理・運用**

# 街頭防犯カメラの設置運用に向けた実施手順フロー図



## 第1段階 現状把握

### 1 自治体や民間設置の防犯カメラの設置状況の把握

近年は、自治体や民間設置の防犯カメラの普及にも著しいものがあるが、これらのカメラによる犯罪の予防・鎮圧や犯罪の捜査等にもたらされる効果は非常に大きくなってきている。

そこで、警察が街頭防犯カメラの設置を検討するに当たっては、まず、既に自治体や民間により設置された防犯カメラの設置状況を把握しなければならない。

### 2 設置状況の把握方法

自治体や民間設置の防犯カメラの設置状況の把握に当たっては、その設置場所の属性や、設置主体、設置状況や管理・運用状況などについて、プライバシー保護に配慮しつつ、設置管理者から必要な情報の提供を求めるなどにより把握に努めるものとする。

この場合において、当該防犯カメラが公共空間（不特定多数の者が自由に出入り可能な空間をいう。以下同じ。）又は公共的施設（不特定多数の者が出入り可能な空間に類する空間であって、施設管理者の管理が及ぶ空間をいう。以下同じ。）に設置されているときは、当該防犯カメラの画角など撮影範囲も把握することが望ましい。

また、金融機関やコンビニエンスストアなど、集客施設（不特定多数の者が自由に出入りする施設であって、専ら営業のための管理が行われている施設をいう。以下同じ。）に設置されている防犯カメラの現況把握にあっては、当該集客施設に係る各関係業界ごとに設置台数等が集計把握されている場合には、当該集計データを有効に活用して情報収集することが望ましい。

### 3 マッピング等

2により把握した情報は、設置場所の属性（公共空間、公共的空間、集客施設、その他の空間）や設置主体（警察、自治体、自治会や商店街組合など公的主体、施設管理者、その他の民間事業者等）、被撮影範囲の概況などをいくつかのパターンに整理分類しながら、現況を細かく実査できるよう地図に表記するなどの作業を行うものとする

## 第2段階 設置・運用方針（案）の作成

### 1 街頭防犯カメラの設置対象地区の選定

#### (1) 設置必要地区を選定するための現状分析

警察署ごとに、管内全体を見て、どういった場所や施設で、どういった類の犯罪の危険性があるのか、整理分類した上で、現地を細かく実査し、防犯カメラの設置必要地区を選定するための現状分析を行う。

#### (2) 設置対象地区の選定

地区の特性による設置目的の正当性の認められる地区の選定の考え方

設置目的の正当性が認められる地区として、次に掲げる特性を有する地区を中心に対象候補地区を選定する。

ア 都道府県警察において繁華街・歓楽街対策を講じている地区

イ アの地区に準ずるような繁華性の高い、犯罪が多発している地区など、地域の安全確保のために警察による犯罪抑止対策が特に強化されるべきと認められる地区

ウ ア、イ以外の地区であって、近時の犯罪発生状況や不審事案の発生状況などから警察による犯罪抑止対策が緊急に講じられるべきと認められる地区

対象候補地区の目安

ア 規模

土地利用の状況など地域の実情等に応じて、おおむね数街区（1街区は0.25平方キロメートル程度）から数近隣住区（1近隣住区 4街区は1平方キロメートル程度）の規模を目安に地区を設定する。

イ コミュニティ上の一体的なまとまり

関係自治会や関係商店街など、地域関係者が適当なまとまりに収まるように選定する。

ウ 所轄

原則として一つの警察署の管轄区域となるように選定する。

犯罪発生状況等による設置の客観的具体的な必要性のある地区の絞り込み

及び により選定された地区の中から、次に掲げる事項を検討して、設置の客観的具体的な必要性のある地区を絞り込む。

ア 繁華性等

各都道府県下における代表的な繁華街であるなど、犯罪の多発しやすい環境にあること。

イ 犯罪密度等

例えば、当該地区の犯罪密度（注1）が、各都道府県の犯罪密度（注2）に対して数倍以上であるなど、犯罪や不審事案が多発していると認められること。

注1）当該地区の犯罪密度～当該地区における刑法犯認知件数/当該地区面積（km<sup>2</sup>）

注2）各都道府県の犯罪密度～各都道府県の刑法犯認知件数/各都道府県の可住地面積（km<sup>2</sup>）

ウ 街頭犯罪等の発生状況

街頭防犯カメラの設置により予防・鎮圧等の効果が発揮されやすい街頭犯罪等や不審事案が多いと認められる地区であること。

エ 設置・運用に要する費用

地域の実情等に照らした設置必要性等の確認

ア 自治体や民間事業者等によるカメラ設置状況のチェック

自治体や民間事業者等が現に設置し、又は将来設置が予定されている防犯カメラの状況から見て、警察による街頭防犯カメラをさらに設置することが犯罪の予防の観点から必要かなどについて、設置箇所を示した地図等を活用し、撮影カバーエリアや死角の状況等をチェックしながら確認する。

イ 地域開発の動向

市街地開発や道路整備など、カメラ設置後継続して運用することを困難にするような地域開発などが予定されていないか確認する。

ウ 関係自治体との連携・協力体制構築の見込み

カメラの設置や、対象候補地区及びその周辺地区における総合的な防犯対策、効果検証のための実地調査等について、カメラ設置の

効果を最大限に発揮させるため求められる関係自治体等との連携・協力体制が構築できる見込み等を確認する。

## 2 設置・運用方針（案）の作成

上記1の作業により街頭防犯カメラの設置対象地区に選定された地区について、地区ごとに、次に掲げる事項を定めた設置・運用方針（案）を作成するものとする。

なお、作成に当たっては、カメラシステムの構築に、高度の技術的専門性が要求されることにかんがみ、あらかじめ、各都道府県の防犯設備士協会などを通じて防犯設備士等の助言を仰ぐなど中立的な専門家の支援を得つつ、作成することが望ましい。

### (1) 地区の範囲

管轄警察署のほか、設置する町丁目、地区のおおよその面積等を記載する。

### (2) 地区の特徴

地区の属性や特徴のほか、選定理由となった犯罪や不審事案等の発生状況や分析結果を記載する。

### (3) 設置予定システムの概要

地区内に設置予定のカメラシステムについて、その概要やカメラ台数及び設置に向けたスケジュールを記載するほか、カメラシステムに異常行動検出機能等の特殊な機能を装備する予定があるときは、その旨も併せて記載する。

### (4) 管理・運用方法

設置状況の妥当性及び使用方法の相当性を担保し、撮影データの適正な管理・利用を確保するために、予定している管理主体及び管理・運用体制を記載するほか、管理開始に当たって則るべき管理・運用要綱の策定予定等について記載する。

### (5) その他設置・運用に関する基本的な方針に関する事項

警察以外の設置主体が設置する防犯カメラとの連携方法、関係自治体との防犯対策等に関する連携体制など、(1)から(4)以外の設置・運用に関する基本的な方針に関わる事項を記載する。

## 3 設置・運用方針（案）の地域住民等に対する説明等

2により作成した設置・運用方針（案）を、当該カメラシステムを設置



しようとする地域の住民、事業者、自治会、商店街組合等関係団体又はその代表者等（以下「地域住民等」という。）に対し、適時適切な方法により説明を行うとともに、地域住民等が当該設置・運用方針（案）に対する意見を提供する機会を設けるなど、カメラの設置・運用方針について地域住民等の理解を得るための措置を講ずるものとする。

#### **4 都道府県公安委員会への報告**

設置・運用方針（案）及びそれに対する地域住民等の意見等を集約したものを都道府県公安委員会に報告し、設置・運用方針（案）について了承を得るものとする。

### 第3段階 設置計画の作成

都道府県公安委員会の了承を得た設置・運用方針（案）に基づき、当該地区における具体的な街頭防犯カメラの設置計画（案）を作成するものとする。

#### 1 設置箇所の選定

設置計画（案）を作成する上で、まず必要となる具体的なカメラ設置箇所の選定手順は、次のとおりとする。

##### (1) 設置箇所候補の選定

自治体や民間の設置する防犯カメラの設置状況や、犯罪の発生状況、地域の状況等に応じ、1地区あたりおおむね10から50台程度の街頭防犯カメラを、次に掲げる箇所等を候補に効果的に配置する。

ア 過去に街頭犯罪が発生した地点や違法風俗営業店舗の密集地域など、犯罪やトラブルが発生する危険性が高い地点が撮影できる箇所

イ 犯罪企図者の目につきやすい（目立つ）箇所など犯罪抑止効果の高い箇所

ウ 交通機関との出入り経路や犯罪者の逃走に用いられやすい経路が撮影できるなど、地区内への主な出入りがとらえられる箇所

エ 繁華街と住宅街との境界となる箇所

オ 少年のい集などが常態化している箇所

##### (2) 設置箇所決定に当たっての留意事項

前記(1)の候補箇所に設置を決定する前に、次に掲げる事項を確認する。

##### ア 撮影カバーエリア等のチェック

地区内の防犯カメラ・設置予定の街頭防犯カメラの設置箇所等を地図上に示して、撮影カバーエリアや死角の状況、設置により抑止したい罪種等に効果的かなどをチェックする。

##### イ プライバシー保護への配慮

主たる撮影箇所が専ら私人の管理する空間となる、特定の店舗のみを撮影しているとの疑念を抱かせるなど、当該街頭防犯カメラによる撮影がプライバシーを著しく侵害するおそれのある箇所は、撮影対象

空間における被撮影者のプライバシー保護と比較衡量しつつ、

- ・ 設置候補から除外する
- ・ 撮影画角を限定する
- ・ マスキング機能を装備する

など適切なプライバシー保護措置を講じるものとする。

ウ 現地における実査結果を踏まえた適切な撮影方向及び画角の設定の可否

設置候補箇所における映像が適切な方向及び画角で撮影できるかどうかについて、時間帯、撮影方向、障害となる物の有無等を複数回実査するなどして確認するものとする。

エ 電柱等の共架条件

街頭防犯カメラを電柱等に共架することを予定するときは、当該電柱等の管理者ごとに共架の可否や共架条件が異なることから、事前に可否や条件を当該管理者に確認するものとする。この場合において、通常想定される管理者及び共架条件を別添 1 にとりまとめたので、確認に当たって参照するものとする。

## 2 設置計画（案）の作成

設置計画（案）には、次の事項を定めるものとする。

なお、作成に当たっては、カメラシステムの構築に、高度の技術的専門性が要求されることにかんがみ、あらかじめ防犯設備士等の中立的な専門家の助言を仰ぐなどの支援を得つつ、作成することが望ましい。

### (1) 設置箇所（案）

設置運用に支障がないと認められる範囲で具体的な設置箇所について記載する。

### (2) 設置スケジュール（案）

設置に必要な主な各種手続きの実施予定時期や運用開始予定時期などについて記載する。

### (3) 設置箇所等の表示方法

設置表示の設置位置や表示内容などについて記載する。

### (4) 管理主体及び管理・運用体制（案）

カメラシステムの管理責任者や予定している管理・運用体制の骨格など

について記載する。

(5) 管理・運用方法（案）

運用開始後の画像データの管理保管に関して予定しているルール等について記載する。

(6) カメラ設置・運用の周知のための広報

設置及び運用を開始する旨を広く地域住民等に周知するための広報の予定などについて記載する。

(7) 関係自治体との協力その他設置に関する重要事項

**3 設置計画（案）に対し地域住民等の理解を得るための手続き**

2により作成した設置計画（案）を、当該カメラシステムを設置しようとする地区の地域住民等に対し、説明会の開催、ホームページへの掲出、意見公募など適切な方法により、広く周知するための措置を講ずるものとする。

**4 都道府県公安委員会への報告**

設置計画（案）及びそれに対する地域住民等の意見等を集約したものを都道府県公安委員会に報告し、設置計画（案）について了承を得るものとする。

## 第4段階 設置の実施

### 1 カメラシステムの仕様等の決定

#### (1) 防犯カメラの機種、中央装置の性能、通信回線等の選定

防犯カメラの機種、中央装置の性能、通信回線等の選定に当たっては、次の手順により検討を進めるものとする。

なお、検討に当たっては、カメラシステムの仕様等の決定に、高度の技術的専門性が要求されることにかんがみ、あらかじめ防犯設備士等の中立的な専門家に助言を仰ぐなどの支援を得つつ、決定することが望ましい。

#### カメラシステム全体の仕様の決定

##### ア カメラの機種の選定

各カメラの設置箇所について、常時モニタリングを行うか、スタンドアローンとするかを、カメラの主たる目的や、犯罪や不審事案の発生状況、犯罪者の移動経路として使用される可能性、管轄する警察署の活動実態、維持管理費用等を踏まえて決定する。

その上で、各カメラに求められる機能に応じて、画質の程度、映像記録媒体の容量、付帯設備等の仕様を決定する。

なお、防犯カメラの機種決定に当たっては、財団法人日本防犯設備協会作成の「優良防犯機器認定基準」(概要は別添2)等を参照するものとする。

##### イ 中央装置の性能等の決定

アにおいて常時モニタリングすることとされたカメラの台数に対応して、モニター装置、映像記録装置等の中央装置の性能等を選定する。

また、これと併せて、映像データ等の適正な管理やセキュリティ確保のためのアクセスの制御方法等に適した庁舎内スペースのうちから、他の警察業務との兼ね合いや、効果的なモニタリング等の運用態様等を勘案し、次に掲げる事項等について庁舎の管理部門と連携して検討を加えた上で、中央装置の設置場所を決定する。

(検討事項の例)

- ・ 設置予定機器の寸法、重量、消費電力、発熱量の確認
- ・ 機器設置スペースの確保
- ・ 所要電力容量の確保
- ・ 通信回線接続ルートの確保

- ・発熱対策（空調設備）の確保
- ・操作者の動線の確保

#### ウ 通信回線等の選定

アにおいて常時モニタリングをすることとされたカメラとイにより選定された中央装置の性能等を勘案して、通信スピードや記録される映像の画質等と通信に要する費用とを比較衡量しながら、適切な通信回線及び通信容量を選定するものとする。

#### 設置表示の決定

OECD 8 原則に則った適正な街頭防犯カメラの運用を確保するとともに、街頭防犯カメラの存在を広く知らせることにより犯罪抑止効果を発揮させる観点から、個別の設置箇所の実態等を踏まえつつ、被撮影者に防犯カメラが設置されていることが明らかになるよう見やすい場所に、設置目的を明示して、防犯カメラが設置されている旨を表示する必要がある。

また、当該表示の決定に当たっては、

表示方法（個別表示とするか・エリア表示とするか）

表示の大きさ

表示の表記内容・文字の大きさ

表示の使用言語

イラスト

等が最適なものとなるよう工夫して、適切に設置する。

なお、警察庁の街頭防犯カメラシステムにおける設置表示の表示場所及び表示内容を、参考として示すと次のとおりである。

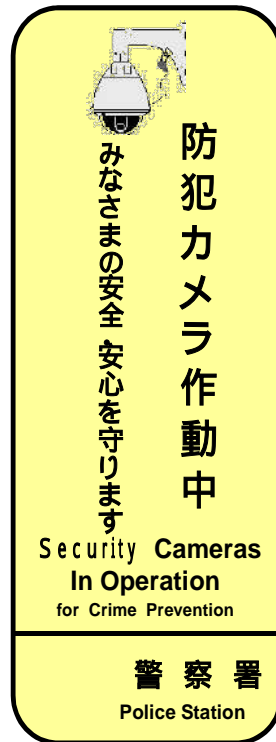
（表示場所の例）

個別表示・・・防犯カメラ設置場所に表示

エリア表示・・・防犯カメラ設置地区の入口となるような場所等に  
表示

(表示内容の例)

設置目的の明示・・・「みなさまの安全・安心を守ります」



#### 設置スケジュールの策定

次に掲げる設置に要する各種手続き等を考慮して、受託業者と協議し、余裕のある設置スケジュールを策定する。

地元説明会

道路使用許可、道路占用許可、公園占用許可、行政財産使用許可

電力柱等への共架使用許可（電柱等へ共架の場合）

設置工事（カメラ設置工事、専用柱設置工事、モニター・録画装置等の設置工事など）

通電工事

回線工事

## 2 設置に要する各種手続きに関する留意事項

### (1) 地元説明会の開催

具体的なカメラシステムの仕様が決定した後は、必要に応じて、関係する商店街組合、自治会、小中学校、幼稚園、PTA及び教育委員会等の関係者を対象とした地元説明会を開催するなどして、スムーズな設置

に向けた協力が得られるよう努めることが望ましい。

(2) 申請名義について

設置する防犯カメラの所有及び管理が警察であるときは、手続きの簡素化や手続きに要する費用削減の観点から、申請名義を警察名義で行うことが望ましい。

(3) 管轄警察署に対する道路使用許可の申請

設置工事に伴う道路使用許可の申請は、所轄警察署の窓口において、申請書のほか、道路使用場所、工事方法、使用面積、参加人数、通行の形態等を明らかにした書面（図面）を添付して行うこととなる。

(4) 道路管理者に対する道路占用許可の申請

防犯カメラ・設置表示等を信号柱や電力柱に共架するとき、又は専用柱を設置するときは、道路管理者に対して、次に掲げる書類等を提出して道路占用許可申請を行う必要がある。

道路占用協議書のほか、設置する設備の外観、寸法、重量が確認できる資料

道路管理者が自治体である場合には、当該自治体の条例又は規則の定める道路占用料免除願等

なお、この道路占用許可申請に先立って、事前協議が必要となる場合もあることから、防犯カメラ設置箇所に係る各道路管理者の担当窓口とは、設置箇所決定前から緊密な連携を図ることが望ましい。

(5) 公園管理者に対する公園占用許可の申請

公園内に防犯カメラ、設置表示等を設置するとき（公園内に設置された施設に共架するときを含む。）は、当該公園管理者である自治体の条例又は規則の定めるところにより、公園占用許可申請を行う必要がある。

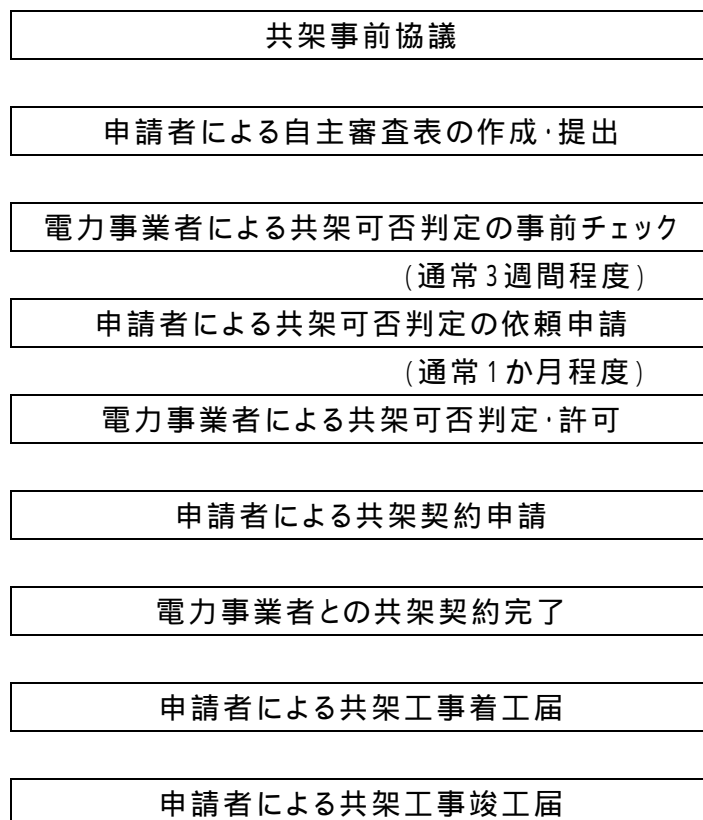
(6) 自治体の行政財産に係る使用許可申請

防犯カメラ、設置表示等を自治体が管理する施設に共架するときは、管理者である自治体の条例又は規則の定めるところにより、行政財産使用許可申請を行う必要がある。

(7) 電力事業者に対する共架申請

防犯カメラ・設置表示等を電力柱に共架するときは、おおむね次に掲げる手続きの流れにより、電力事業者に対する共架申請を行う必要がある。

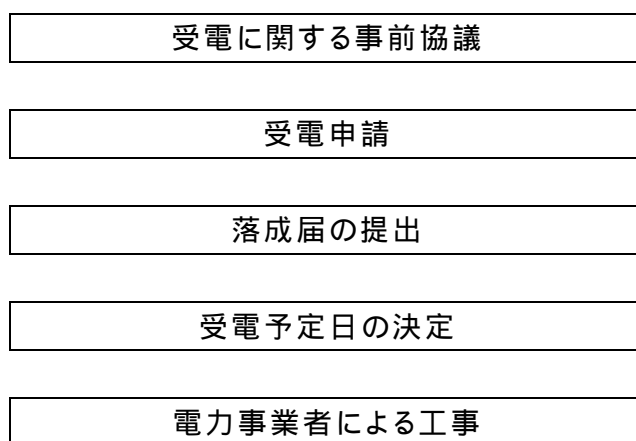




なお、電力事業者によっては、一定の防犯カメラ等の電力柱への共架を認めていない場合もあることから、防犯カメラの設置箇所に係る電力事業者の担当窓口とは、設置箇所決定前から緊密な連携を図ることが望ましい。

(8) 電力事業者との受電契約

防犯カメラに電力を供給するための受電契約を締結するときは、各電力事業者ごとに異なる場合があるが、おおむね次に掲げる手続きの流れにより契約を締結することとなる。



受電

(9) 通信回線事業者との回線契約

常時モニタリングすることとされた防犯カメラと中央装置との間で通信回線を使用する必要があるときに、当該通信回線事業者と回線契約を締結するときは、おおむね次に掲げる手続きの流れにより契約を締結することとなる。

事前協議

現地調査

契約

開通予定日の決定

開通

### 3 管理・運用要綱の策定

(1) 管理・運用要綱の作成

警察が街頭防犯カメラを設置運用するための許容要件として、設置目的の正当性、客観的具体的な必要性、設置状況の重要性及び使用方法の相当性を満たす必要があり、そのためには撮影データの適正な管理・利用を確保するための責任体制及び管理体制・方法を定めておく必要がある。

また、画像データ等の適正管理の確保のため、OECD 8原則に則った管理・運用を行う観点から、OECD 8原則を充足する管理・運用要綱をあらかじめ定め、それに基づく管理・運用を行うことが必要となる。

このため、これらの要請を満たす管理・運用要綱(案)を別添3のとおり作成したところであり、各都道府県警察においては、同要綱(案)を基に、既に定められている警察の内規や自治体の条例、規則等や実務上の取扱い状況等地域の実情等に応じて適宜検討を加え、管理・運用開始前までに、それぞれ自らの管理・運用要綱を定めるものとする。

(2) 地域住民等への説明

(1)により作成した管理・運用要綱の案は、地元説明会の開催等により地域住民に広く周知するとともに、意見等を求めるものとする。

(3) 都道府県公安委員会への報告

(1)により作成した管理・運用要綱の案は、同案に対する地域住民等の意見等とともに都道府県公安委員会に報告し、その了承を得るものとする。

**4 管理・運用の周知**

街頭防犯カメラの設置が完了し、管理・運用要綱の案について都道府県公安委員会の了承が得られた後においても、実際の管理・運用を開始する前に、地域住民等の理解と協力を得るとともに、犯罪抑止効果を最大限に発揮させる観点から、あらゆる機会を通じて、街頭防犯カメラの管理・運用の実施に関する周知・広報活動を行うものとする。

## 第5段階 管理・運用

### 1 管理・運用体制

#### (1) 管理・運用体制の構築

運用管理開始に当たっては、それぞれの管理・運用要綱の定めるところにより、カメラシステムの適正な管理・運用が確保されるよう管理・運用体制を構築する。

また、中央装置としてモニター装置を備える街頭防犯カメラシステムを運用管理する場合には、通常執務時間・当直時間を通じて、できる限りモニターを現認する警察官を配置できる体制を構築し、画像による警戒に努めることが望ましい。

#### (2) 管理・運用従事者への教養

画像データの目的外使用、画像データの流出等不適切な取扱いの発生は、警察設置の街頭防犯カメラの管理・運用に対してはもとより、自治体や民間の設置する防犯カメラの管理・運用に対しても、国民からの信頼を損なうおそれ大きい。

このため、街頭防犯カメラシステムについて、パスワード等によるアクセスコントロール設定のようなハード面における対策を講じるのみならず、管理・運用に従事する警察官等に対して、システムに関する技術的知識や取扱方法、管理・運用要綱の内容、情報管理のあり方、捜査活動等に当たっての留意事項等について、機会あるごとに教養を行うものとする。

#### (3) 運用状況の報告・公表

画像データの犯罪捜査等における活用状況や、効果検証の結果など、街頭防犯カメラの運用状況については、管理・運用要綱に定めるところにより、都道府県公安委員会に定期的に報告するものとする。

また、街頭防犯カメラの設置運用に対する地域住民等の理解と信頼を得やすくするため、運用状況を各警察本部のホームページで公表するなど、運用に関する情報提供を適時適切に行うことが望ましい。

### 2 苦情処理

街頭防犯カメラに関する苦情も警察法第79条第1項に規定する「苦情」に該当するものであり、地域住民等から都道府県公安委員会又は都道府県警察に対して街頭防犯カメラに関する苦情の申出があったときは、同項や国家公安委員会規則等に規定する苦情処理手続に従い、誠実に処理しなければならない。

### 3 画像データ等の刑事事案等への活用手続き

犯罪の捜査、公判廷における立証その他画像データ等を刑事事案等に活用するときは、通常の刑事手続と同様の手続を要するものである。

### 4 効果検証の実施

街頭防犯カメラの設置要件のうち、設置使用の効果の存在という要件を担保するため、カメラ設置の効果을定期的に測定・検証し、効果の確保・維持に努める必要がある。

主な効果測定・検証方法としては次に掲げる方法があり、これらにより効果を測定・検証するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ、カメラ設置効果の維持のため必要な措置を講じなければならない。

#### (1) 犯罪抑止効果の測定・検証方法

##### 発生件数比較法

カメラ設置地区と都道府県（又はその一部の地域）における犯罪発生件数の推移を比較する方法

##### 加重転移指数（WDQ）

カメラ設置地区とその周辺の地区、対照地区を設定し、設置前後の犯罪発生件数から効果測定のための指数を算出する方法

算定方法及び得られた指数の評価は別添4のとおりである。

#### (2) 捜査効率の向上等の効果測定・検証方法

犯罪捜査にカメラ画像を活用した件数や、検挙に活用した件数、公判廷における証拠として採用された件数等により効果を測定する方法

#### (3) 地域住民等の体感不安の減少や規範意識の向上等の効果の測定・検証方法

##### アンケート調査

設置地区の地域住民等に対するアンケート調査を実施し、体感不安や街頭防犯カメラに対する意識等を把握する。

##### 秩序違反等発生件数の推移

違法な客引き行為やつきまとい被害等の認知件数の推移により、効果を測定する方法

## 5 街頭防犯カメラシステムの見直し

街頭防犯カメラによる犯罪抑止効果等は、慣れ意識の浸透、機器の陳腐化等時間の経過とともに低下していくことが考えられる。

こうした中で、カメラの設置効果を確保し、維持するため、地域住民等の意見等に留意し、必要に応じて防犯設備士等防犯カメラに関する中立的な専門家の助言を仰ぐなど、諸般の情勢に注意を払いつつ、カメラやカメラシステム、設置表示方法や運営管理方法について、定期的に見直すなど不断の改良を加えていくことが望ましい。

別添省略